

令和6年7月31日

各 部 局 長 殿

環境安全本部長

### 安否確認メール発信の基準引き上げについて（通知）

平素より本学の防火防災活動にご協力いただき、ありがとうございます。

本学では、大規模災害発生時に構成員の安否を速やかに確認するためのツールの一つとして、「安否確認サービス」（以下、本サービス）を運用しています。

このたび、能登半島地震で安否確認メールが繰り返し発信された状況を踏まえ、被災者並びに部局担当者の負担を軽減する目的から、本サービスによるメールの発信基準震度を下記のとおり変更いたしますので、貴部局構成員へのご周知をお願いいたします。なお、この変更によって、メールの発信回数は従来の2分の1から3分の1程度に減りますが、構成員に被害が及ぶような地震の際には従来通り安否確認メールが発信されることを確認しています。

また、本サービスでは、学務システム（UTAS）及び人事情報システムの登録情報を使用していますので、安否確認メールを受信された場合に速やかにご返信いただくとともに加えて、メールアドレスや住所等の登録情報を常に最新のものにしていただくよう併せてご周知ください。よろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1. 安否確認メールの発信基準震度

（変更前）

- 各都道府県において震度5弱以上の地震が発生した場合、または大津波警報発生時に、当該地域に居住・通勤・通学する構成員に対して自動でメールを発信する。

（変更後）

- 各都道府県において震度5強以上の地震が発生した場合、または大津波警報発生時に、当該地域に居住・通勤・通学する構成員に対して自動でメールを発信する。

##### 2. 変更予定日時

令和6年8月1日（木）10時

#### 【本件担当】

本部環境安全課安全企画チーム 井ノ口・武田

内線/DI：21051/03-5841-1051

E-mail：kankyoanzenkikaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp